

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

明治二十五年三月三十一日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可付録(資料版)(毎週水曜)

目次

(政 令)

- 内閣府本府組織令の一部を改正する政令(一三)
- 規制改革会議令(一四)

(省 令)

- 薬事法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働五)
- 道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律第十九条第一項第二号の特定保安施設事業交付金の交付に関する省令(農林水産一)
- 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第十一条第三項の単位数量当たりの最終処分業務に必要な金額を定める省令の一部を改正する省令(経済産業四)
- 経済産業省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則(同五)
- 環境省関係道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律施行規則(環境二)

(訓 令)

- 内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令(内閣府七)

(告 示)

- 電気通信主任技術者養成課程の終了の際に行う試験の実施方法を定める件の一部を改正する件(総務三九)
- 工事担任者の養成課程の終了の際行う試験の実施の方法を定める件の一部を改正する件(同四〇)
- 日本国に帰化を許可する件(法務三三)
- 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示(財務二七、二八)
- 医薬品副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件(厚生労働八)
- 厚生労働大臣が指定する生物由来製品及び特定生物由来製品の一部を改正する件(同九)
- 薬事法第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の一部を改正する件(同一〇)
- 薬事法第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件(同一一)
- 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行令に基づき講習会を登録した件(同一二)

(公 告)

- 地すべり防止区域を指定する件を改正する件(農林水産九四)
- 保安林の指定を解除する件(同九五、九七)
- 保安林の指定実施要件を変更する件(同九八)
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の規定に基づき、登録外国認定機関を登録した件(同九九)
- 航路標識に関する件(海上保安庁一八、二一)
- 搬出する汚染土壌の処分方法を定める件の一部を改正する件(環境一)
- 大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定による事業概要書の作成及び送付に関する件(関東地方整備局二二)
- 道路に関する件(近畿地方整備局三、四)
- 自動車専用道路を指定する件(九州地方整備局七)

(公 告)

諸事項

- 官庁
押収物還付、財団、司法管土懲戒処分、信託受益権販売業者営業保証金取戻し、職員免職処分、隊員の懲戒処分関係
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
企業年金基金設立・合併関係
地方公共団体
公債抽せん・償還(東京都区)関係
会社その他

(官庁報告)

- 国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告(農林水産省、国土交通省)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

○関東地方整備局告示第二十一号

大深度地下の公共的使用に関する特別措置法(平成十二年法律第八十七号)第十二条第一項の規定により、事業概要書を作成し、国土交通大臣に送付したので、同条第二項の規定に基づき、公告する。事業概要書は、平成十九年一月二十六日から一般の縦覧に供する。

なお、事業区域又はこれに近接する地下において、当該事業に関し同法第四条各号に掲げる事業との共同化、事業区域の調整その他必要な調整は、縦覧期間満了の日までに申し出ること。

平成十九年一月二十六日

関東地方整備局長 中島 威夫

(一) 事業者の名称 国土交通省(予定)
(二) 事業の種類 高速自動車国道建設事業
(三) 事業区域の概要

東京都世田谷区大蔵六丁目から東京都練馬区石神井台三丁目

(四) (延長) 約十四キロメートル、土被り 約四十メートルから約五十五メートル
使用の開始の予定時期及び期間
平成二十一年度より施設の存続する限り。※使用の開始の予定時期は現在想定している時期であり、認可申請の段階で変更する場合がある。

(五) 事業計画の概要(本線)
事業名 高速自動車国道建設事業(東京外かく環状道路(東名高速く関越道))
計画延長 約十六キロメートル
構造規格 第二種第一級
車線数 六車線
設計速度 八十キロメートル毎時
計画交通量 七万二千台毎日(九万八千台毎日(供用開始時点想定した平成三十二年の予測))
九万七千台毎日(十萬九千台毎日(幹線道路ネットワークの整備が概ね完了した状態を想定した平成四十二年の予測))
最小曲線半径 六百四十五メートル
最急縦断勾配 四パーセント

(六) 事業概要書の縦覧場所
関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所(東京都世田谷区用賀四丁目五番十六号 T E ビル)

世田谷区道路整備部道路計画課(東京都世田谷区世田谷四丁目二十一番二十七号)
狛江市都市建設部計画課(東京都狛江市和泉本町一丁目一番五号)
調布市都市整備部街づくり推進課(東京都調布市小島町二丁目三十五番一号)
三鷹市都市整備部都市計画課(東京都三鷹市野崎一丁目一番一号)
武蔵野市都市整備部まちづくり推進課(東京都武蔵野市緑町二丁目二番二十八号)
杉並区都市整備部都市計画課(東京都杉並区阿佐ヶ谷南一丁目十五番一号)
練馬区都市整備部都市計画課(東京都練馬区豊玉北六丁目十二番一号)

(七) 縦覧期間及び縦覧時間
平成十九年一月二十六日(金)から同年二月二十六日(月)(土曜日、日曜日、祝日を除く)午前八時三十分から午後五時まで(東京外かく環状道路調査事務所は午前九時十五分から午後六時まで)
(八) 申出方法と申出先

申出方法 申出書(様式問わず)及び法第十二条第一項に定める事業概要書に準じた資料(同条に基づき事前の事業調整を実施することが可能となる資料)を郵送にて提出すること。
(縦覧期間満了日必着、持込可)

申出先 関東地方整備局東京外かく環状道路調査事務所 計画課
〒一五八八五八〇 東京都世田谷区用賀四丁目五番十六号 T E ビル七階
電話 〇三(三七〇七)三〇〇〇

○近畿地方整備局告示第三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十條第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。平成十九年一月二十六日

近畿地方整備局長 布村 明彦

一 道路の種類及び路線名 道路の位置
一般国道 四十二号 和歌山県日高郡日高町新木地先から和歌山市小松原5丁目地先まで

二 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社 関西技術部長 福永 利明
住所 大阪府中央区城見一丁目二番二十七号

三 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「一般国道四十二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道四十二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四 管理の期間 平成十九年一月二十六日から当該施設の存続する日まで
○近畿地方整備局告示第四号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第二十條第一項の規定による協議が成立したので、同条第六項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、近畿地方整備局及び同局紀南河川国道事務所において、一般の縦覧に供する。平成十九年一月二十六日

近畿地方整備局長 布村 明彦

一 道路の種類及び路線名 道路の位置
一般国道 四十二号 和歌山県西牟婁郡白浜町十九洲地先から御坊市湯川町富安地先まで

二 他の工作物の管理者の氏名及び住所
氏名 ソフトバンクモバイル株式会社 関西技術部長 福永 利明
住所 大阪府中央区城見一丁目二番二十七号

三 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
「一般国道四十二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物管理協定」及び「一般国道四十二号道路管理用光ファイバ等兼用工作物保守細則」に記載

四 管理の期間 平成十九年一月二十六日から本協定の存続する日まで
○九州地方整備局告示第七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第四十八條の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成十九年一月二十六日から二週間九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成十九年一月二十六日

九州地方整備局長 小原 恒平

(一) 道路の種類 一般国道

(二) 路線名 五十七号

(三) 指定する道路の部分

区

問 幅 員 延 長

豊後大野市大野町下津尾字西ノ田三七四二番一から同市大野 二〇・四〇〇二八三・〇〇一三三八八三町田代字馬渡り一五五六番二まで

指定する期日 平成十九年一月二十七日